令和4年度(第2次募集) 東北大学大学院医学系研究科入学資格審査申請について

本研究科に入学を志願する者で、出願する前に、入学資格の認定(学生募集要項の出願資格の留意事項を参照)が必要な方は、下記URLのフォームから入力し、本紙に示す「②必要書類」を受付期間内に医学部・医学系研究科教務課大学院教務係へ提出してください。

入学資格審査を申請された方には、後日審査の結果を通知します。

入学資格審査申請フォームURL https://forms.gle/mwpjiWY948kan1R89

入学資格審査申請受付期間 令和3年11月10日(水)まで

東北大学大学院医学系研究科入試日程

出願期間:令和3年12月13日(月)~令和3年12月24日(金)

入学試験日:令和4年1月20日(木) 合格発表日:令和4年2月10日(木)



※令和4年10月入学外国人留学生特別選抜募集要項で出願する者は、以下において「令和4年3月」とあるものは「令和4年9月」と読み替えること。

- ■医科学専攻修士課程志願者
- ■障害科学専攻博士課程前期2年の課程志願者
- ■保健学専攻博士課程前期2年の課程志願者
- ■公衆衛生学専攻修士課程志願者
 - ① 出願資格

修士課程及び博士課程前期2年の課程に出願できるのは、次の各号のいずれかに該当する者ですが、次の(6)、(9)~(11)のいずれかに該当する場合、あらかじめ入学資格の認定が必要です。

- (1) 大学を卒業した者(令和4年3月までに卒業見込みの者を含む。)
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者(令和4年3月までに授与見込みの者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者(令和4年3月までに修了見込みの者を含む。)
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(令和4年3月までに修了見込みの者を含む。)
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政



府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学 大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当 該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を 修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定 を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与 された者(令和4年3月末日までに授与見込みの者を含む。)

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(令和4年3月までに修了見込みの者を含む。)
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号参照)
- (9) 大学に3年以上在学した者,外国において学校教育における15年の課程を修了した者,外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより,当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で,本大学院において,所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの及び令和4年3月末日までに在学又は修了見込みの者で,本大学院において,所定の単位を優秀な成績で修得するものと認めた者
- (10) 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるのにふさわしい学力があると認めた者
- (11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると 認めた者で、令和4年3月までに22歳に達する者

(留意事項)

出願資格(1)の「大学」とは、我が国における大学、又、(9)~(11)の「大学」とは、我が国における4年制大学を指します。

② 提出書類

提出書類	提出部数
① 入学資格審査申請書(別紙様式)	1 部
② 最終学校の卒業(修了)証明書、学士の学位取得証明書、学士の学位記	1 部 (コピー可)
① 入学資格審査申請書(別紙様式)	1部
② 成績証明書	1部
③ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシート(※提出可能な者	1部
のみ)	
① 入学資格審査申請書(別紙様式)	1 部
② 最終学校の卒業(修了)証明書、学位取得証明書及び成績証明書	1部
③ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシート(※提出可能な者	1部
のみ)	
 ④ 研究従事及び実務経験期間証明書	2部
	(コピー可) 2部
⑤ 研究活動報告書(A4判の用紙に2,000字程度で研究内容をまとめたもの)	∠ pp (コピー可)
⑥ その他研究業績等を示す参考資料(学会発表論文、論文抄録、語学能力証	2部
明書等)	(コピー可)
	提出書類 ① 入学資格審査申請書(別紙様式) ② 最終学校の卒業(修了)証明書、学士の学位取得証明書、学士の学位記 ① 入学資格審査申請書(別紙様式) ② 成績証明書 ③ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシート(※提出可能な者のみ) ① 入学資格審査申請書(別紙様式) ② 最終学校の卒業(修了)証明書、学位取得証明書及び成績証明書 ③ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシート(※提出可能な者のみ) ④ 研究従事及び実務経験期間証明書 ⑤ 研究活動報告書(A4判の用紙に2,000字程度で研究内容をまとめたもの) ⑥ その他研究業績等を示す参考資料(学会発表論文、論文抄録、語学能力証

※「コピー可」という説明がない書類は、オリジナル(原本)を提出してください。

(原本は返却しません。 出願時は改めて原本をご提出いただきますので、事前にご準備願います。)

- ※ 英語の外部検定試験(T0EFL, T0EIC等)のスコアシートは、入学資格審査の時点では「提出可能な者」 としますが、**入学願書の提出時には全員「必須」**となります。
- ※ 審査結果は、判定後11月中を目途に、PDFファイル(メール添付)により通知します。
- ■障害科学専攻博士課程後期3年の課程志願者
- ■保健学専攻博士課程後期3年の課程志願者

① 出願資格

博士課程後期3年の課程に出願できるのは、次の各号のいずれかに該当する者ですが、次の(8) に該当する場合、あらかじめ入学資格の認定が必要です。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者(令和4年3月までに取得見込みの者を含む。)
- (2) 外国の大学の大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (令和4年3月までに授与見込みの者を含む。)
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者(令和4年3月までに授与見込みの者を含む。)
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者(令和4年3月までに授与見込みの者を含む。)
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年 法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際 連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与さ れた者(令和4年3月までに授与見込みの者を含む。)
- (6) 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者(令和4年3月までに認められる見込の者を含む。)
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号参照)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月までに24歳に達するもの

(留意事項)

出願資格(1),(2),(3),(4)及び(8)の「修士の学位又は専門職学位」とは,我が国における大学院で授与される学位を指します。

② 提出書類

<u> </u>		
出願資格 該当番号	提出書類	提出部数
(8)	① 入学資格審査申請書(別紙様式)	1 部
	② 最終学校の卒業(修了)証明書、学位取得証明書及び成績証明書	1 部
	③ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシート(※提出可能な者のみ)	1 部
	④ 研究従事及び実務経験期間証明書	2部 (コピー可)
	⑤ 研究活動報告書(A4判の用紙に2,000字程度で研究内容をまとめたもの)	2部 (コピー可)

	⑥ 研究計画書(A4判の用紙に1,000字程度)	2部 (コピーF
C	⑦ その他研究業績等を示す参考資料(学会発表論文、論文抄録、語学能力証明	2部
	書等)	(コピー〒

- ※「コピー可」という説明がない書類は、オリジナル(原本)を提出してください。 (原本は返却しません。出願時は改めて原本をご提出いただきますので、事前にご準備願います。)
- ※ 英語の外部検定試験 (TOEFL, TOEIC等) のスコアシートは、入学資格審査の時点では「提出可能な者」 としますが、**入学願書の提出時には全員「必須」**となります。
- ※ 審査結果は、判定後11月中を目途に、PDFファイル(メール添付)により通知します。

■医科学専攻博士課程(医学履修課程)志願者

① 出願資格

博士課程(医学履修課程)に出願できるのは、次の各号のいずれかに該当する者ですが、次の(6)、(7)、(8)、(9)のいずれかに該当する場合、あらかじめ入学資格の認定が必要です。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者(令和4年3月までに卒業見込みの者を含む。)
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者(令和4年3月までに修了見込みの者を含む。)
- (3) 修士課程,博士課程前期2年の課程又は専門職学位課程を修了した者(令和4年3月までに修了見込みの者を含む。)で,本大学院において,大学の医学,歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者等,昭和30年4月8日文部省告示第39号により文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国 の学校教育における18年の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(令和4年3月までに修了見込みの者を含む。)
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(令和4年3月末日までに授与見込みの者を含む。)
- (7) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。)を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者とされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの及び令和4年3月末までに在学又は修了見込みの者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得するものと認めた者
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号。)第102条第2項の規定により他の大学院(医学, 歯学、薬

学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。) に入学した者であって、本大学院においてその教育を受けるのにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月までに24歳に達する者

(留意事項)

出願資格(1), (7)及び(9)の「大学」とは, 我が国における6年制大学を指します。 出願資格(3)の「修士課程, 博士課程前期2年の課程又は専門職学位課程」とは, 我が国における 大学院の修士課程, 博士課程前期2年の課程又は専門職学位課程を指します。

② 提出書類

出願資格 該当番号	提出書類	提出部数
(6)	① 入学資格審査申請書(別紙様式)	1部
	② 最終学校の卒業(修了)証明書、学士の学位取得証明書、学士の学位記	1部 (コピー可)
(7) (8)	① 入学資格審査申請書(別紙様式)	1部
(0)	② 成績証明書	1部
	③ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシート(※提出可能な者のみ)	1部
(9)	① 入学資格審査申請書(別紙様式)	1 部
	② 最終学校の卒業(修了)証明書、学位取得証明書及び成績証明書	1部
	③ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシート(※提出可能な者のみ)	1 部
	④ 研究従事及び実務経験期間証明書	2部 (コピー可)
	⑤ 研究活動報告書 (A4判の用紙に2,000字程度で研究内容をまとめたもの)	2部 (コピー可)
	⑥ 研究計画書(A4判の用紙に1,000字程度)	2部 (コピー可)
	⑦ その他研究業績等を示す参考資料(学会発表論文、論文抄録、語学能力証明書等)	2部 (コピー可)

- ※ 「コピー可」という説明がない書類は、オリジナル(原本)を提出してください。
 - (原本は返却しません。出願時は改めて原本をご提出いただきますので、事前にご準備願います。)
- ※ 英語の外部検定試験(TOEFL, TOEIC等)のスコアシートは、入学資格審査の時点では「提出可能な者」 としますが、**入学願書の提出時には全員「必須」**となります。
- ※ 審査結果は、判定後11月中を目途に、PDFファイル(メール添付)により通知します。